

工夫その2

諸大名を取り締まる法をつかった。

1615年、家康は武家諸法度という法律を定めた。

3代将軍家光のときにほぼ完成した。

武家諸法度

① 大名が許可なく土城を修理したり、新しく城を築くことを禁止する。
(一国につき一土城)

② 大名どうしが無断で許可なく縁組み(子ども達が結婚)してはいけぬ。

軍事力を高めぬように土城を修理させぬ

勢力が拡大しないように

③ 参勤交代の制度

→ 3代将軍家光が定めた

大名を1年交代に江戸と領地に住ませ、妻子は人質として常に江戸に置くという制度。

大名たちは江戸と領地の二重生活と、往復の大名行列に莫大な費用がかかった。しかも江戸の屋敷に妻子を人質としてとられているので、領地に戻って幕府を倒すこともできない状態となった。

④ かつて勢力をもっていた天皇や朝廷が力をもつことのないように、禁中並公家諸法度を出して行動を統制した。
きんちゆう ならびに くげ は ほんと